

理事、監事、評議員の報酬額及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 社会福祉法人暁ほほえみ福祉会（以下「福祉会」という。）の理事（常勤勤務の職員給与規程を受ける者を除く。以下同じ）、監事、評議員の報酬額及び費用弁償等につき必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(報酬の総額)

第2条 理事に対して、各年度の報酬の総額は120,000円を超えない範囲で支給する。
2 監事に対して、各年度の報酬の総額は120,000円を超えない範囲で支給する。

(報酬の支給基準額)

第3条 理事及び監事の報酬の額は、別表第1のとおりとする。
2 評議員の報酬の額は、別表第2のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第4条 理事及び監事は当該年度中に理事会、監査又は評議員会等に出席した回数に、別表第1の金額を乗じた額を出席した月ごとに集計し翌月5日までに支給する。
2 評議員は、年度ごと定時評議員会を開催した月の翌月5日までに支給する。
3 報酬は、控除すべき金額（源泉所得税等）を控除して支給する。

(費用弁償)

第5条 理事、監事及び評議員が福祉会の業務上のために出張したときは、その出張の費用弁償として旅費を支給する。
2 前項の旅費は、当福祉会の旅費規定に準じて支給する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評議員会において定める。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第 1

区 分	報酬の額
出席した理事会、評議員会、監査につき	1回 5,000円

別表第 2

区 分	報酬の額
委任期間が年度の半年以上の場合	年額 10,000円
委任期間が年度の半年未満の場合	協議により決定する